Change! 日弁連

変えよう！会
FAXニュース
No.42（2023年2月28日）

ともに日弁連を変えよう！
市民のための司法をつくる会
代表　及川智志
連絡先：FAX072-787-8011
ウェリタス法律事務所
ホームページ【チェンジ日弁連】

３月３日臨時総会の議案に異議あり！

第１号・２号議案

障がい者・高齢者以外の生活困窮者を支援対象から外すことに反対します！

刑事弁護等における福祉的な支援活動について、日弁連から各単位会への補助金を支出するための制度を創設する議案であり、このような制度の創設自体には賛同します。本来は国費・公費でやるべきことですが、目の前の切実なケースを見ていると国の動きを待っていられません。

しかし、執行部の提案は、支援の対象者を障がい者・高齢者に限定し、それ以外の生活困窮者を支援の対象から外してしまいました。当初案には入っていたのに、わざわざ外してしまったのです。**刑事弁護等における福祉的支援活動の本質は、生きづらくて生活に困って犯罪を犯し、繰り返してしまう原因を解消するための福祉的支援であって、その原因は「障がい」と「高齢」に限られるものではありません。**

今回の案では、ホームレス等の生活困窮者が救われません。まるで、「高齢ではない、障害はない」と生活保護を認めない「水際作戦」のようです。水際作戦を批判する日弁連が、同じことをするのでしょうか。

せめてホームレス等生活困窮者も対象にすることを今後の検討課題とする旨の附帯決議がない限り、第１号・２号議案には反対します。

第４号議案

報酬増額を必ず勝ち取るため、増額の必要性と正当性を強く訴える修正を求めます！

民事法律扶助の原則給付化・範囲拡大・弁護士報酬適正化を求める決議案であって、その方向性自体には賛同します。しかし、執行部提案の決議案には次の重大な懸念があります。

- 弁護士報酬適正化へのアピールが足りません。
- 事前に公表されていた決議案には実証データの添付がなく、実証データに基づく検討ができません。
- 法テラスの不合理な運営に対する指摘が足りません。
- 財源についての具体的な提案がありません。

なお、養育費に関する報酬の法テラスによる立て替え等が認められたことが公表されましたが、弁護士会も参加した勉強会による検討であるにもかかわらず、弁護士報酬の適正化には触れられていません。

執行部提案のままの決議が成立してしまえば、弁護士報酬の適正化が後回しにされ、逆に切り下げられてしまうことが懸念されます。

決議案の撤回・修正のうえ、通常総会での再提出を求めます。

【カンパ先口座】三井住友銀行伊丹支店　普通預金「５０５５９３３」「変えよう会　会計　武本夕香子」（カエヨウカイ　カイケイ　タケモトユカコ）

「変えよう！会」のメーリングリストにぜひご登録ください！
お名前・所属単位会・登録期をご明記の上、件名「変えよう！会ＭＬ」で tsai676@nifty.com にメールをいただければ幸いです。変えよう！会ホームページはhttp://www.change-nichibenren.com/

チェンジ日弁連